

## 2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、国民健康保険制度について

(1) 保険税の引き上げは行わないでください。

① 一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入を増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行なわないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行なわないでください。

【回答】本村は、ここ数年法定外の繰り入れはしていません。保険税を引き下げるための繰り入れや、基金の取り崩しは考えていません。

平成30年度から賦課方式を4方式から2方式に、均等割の軽減割合も6割・4割から7割・5割・2割へ拡大いたしました。メリットとしましては、「資産割」が廃止されたことにより、固定資産税額が高い方の負担が減少し、「均等割」の軽減措置の拡大により、今まで軽減措置を受けていた方も軽減される金額が上がります。デメリットとしましては、「均等割」の税率が上昇した事により、国保加入者が多い世帯の負担が増加します。

村全体としては、この度の国保制度改正により、国の追加公費の投入、交付金のインセンティブや激変緩和措置が6年間あることもあり、保険税必要額としては抑えられています。

なお、本村は赤字解消計画を策定する必要はありません。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがたい財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があります。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきました

た。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法 25 条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984 年当時の国庫負担率の 45% の水準に戻すよう、国に強く要請してください。

**【回答】**国の負担割合の引き上げについては、埼玉県国保協議会を通じて引き続き要請していくことになるかと思えます。

### **③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。**

地方税法では応能割・応益割 5 対 5 を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合 5 対 5 は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5 対 3.5」あるいは「7 対 3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

**【回答】**本村は、県から示された標準保険税率を基に、端数を切り捨てた税率を設定していますので、応能応益割合は、ほぼ 5 対 5 になっています。しかし、均等割の軽減割合を 6 割・4 割から 7 割・5 割・2 割へ拡大したことにより、低所得者に配慮しています。

### **④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。**

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじまりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

**【回答】**子育て世帯への国保税均等割の軽減措置については、今後の課題と捉えています。近隣自治体の動向を注視しながら、前向きに検討してまいります。

国に対しての要望については、埼玉県国保協議会等で検討され、要望していければと考えています。

## **(2) 国保税の減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。**

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して 4,569 件と約 1000 件伸びましたが、滞納世帯数の 2% にすぎません。(2017 年社保協キャラバンアンケート)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し

活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】周知・活用については、近隣自治体の動向を注視し検討してまいります。国保税の減免については、ケースに応じ特別の事情がある場合は、村長において必要と認めるものに対し適正に減免措置を講じています。

### **(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。**

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を上げるために、督促や差し押さえの強化につながるものが懸念されます。差し押さえの件数も 4 年前(2013 年)のデータから埼玉県全体で 1300 件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年 of 要望書への回答には「差し押さえよりも自主納付を優先」、「納付の相談は、税務課税徴収担当だけに任せず、国保担当と連携を密にしていく」自治体もあります。社会保障である国保税の徴収や滞納に対しては、今後も寄り添った対応を行なってください。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】国保税の滞納については、原則差し押さえは行っていませんが、納税能力がありながら連絡が付かず応答のない場合は、やむを得ず差し押さえを行うことがあります。今後も、納税相談や訪問による面接において、住民に寄り添った対応を心掛けてまいります。

### **(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。**

資格証明書の発行について、県内では 20 以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年の要望書に対する回答では「負担の公平」、「納付を促す機会を設けるため」など納税相談を誘導するような回答もありますが、資格証明書は医療機関窓口での支払いは全額自己負担となり、低所得者世帯では医療費を負担できず受診抑制、手遅れ受診につながる懸念があります。資格証明書の発行はやめてください。

【回答】資格証明書の発行は行っていません。

### **(5) 窓口負担の減額・免除について**

**①患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。**

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充してください。

**【回答】** 条例の制定は現時点では考えていませんが、滞納者の状況をよく把握した上で適切に対応したいと考えています。また、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。

## **②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。**

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

**【回答】** 窓口相談等の機会をとらえて周知してまいります。

## **(6) 国保運営協議会の委員を広く公募してください。**

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017 年度は 2 つ増え 25 になりました。また、検討や研究するとした自治体も 14 となりました。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

**【回答】** 当村の国保運営協議会の委員は 9 名で構成されており、内被保険者の代表として 3 名の方に委員をお願いしています。選任方法については、地域や年齢のバランス等を勘案して村長が委嘱しているものです。地域の実情がありますので、公募については現時点では考えておりません。

## **(7) 保健予防活動について**

### **① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。**

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

**【回答】** 本村は、平成 27 年度から特定健診の自己負担を廃止しています。健診は 7 月末の日曜日を含む 3 日間、保健センターにて集団健診を実施し、6 月から 12 月に比企医師会医療機関で個別健診を受診できるようにしています。また、平成 29 年度から胃がんリスク(A B C)検診を新たに開始し、更なる健診の充実を図っています。

### **② ガン検診を受診しやすくしてください。**

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにしてください。また集団

健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】本村は、平成 27 年度からガン検診の自己負担を廃止しています。特定健診の集団健診時には複数のがん検診の同時受診が可能です。子宮がん検診は個別健診を実施しています。

### ③保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】現在、保健センターに 2 人、地域包括支援センターに 1 人の保健師が居ますが、保健師の増員は財政的にも難しい状況です。運動教室には運動指導士をお願いし、指導にあたってもらっています。また、ボランティアの養成にも力を入れ、地域の集会所等で簡単にできる健康体操をボランティアの方達が中心となって実施する取り組みが、村内に広まりつつあります。

## 2、後期高齢者医療について

### (1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】平成 27 年度から、全ての対象者に自己負担なしで健診、各種ガン検診を受診してもらうようにしました。人間ドック及び歯科健診の無料化については財政的な理由から困難な状況ですが、人間ドック費用の一部助成については、平成 30 年度から国民健康保険同様に 1 人 12,000 円の補助を予算措置いたしました。

### (2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】資格証明書の発行は現在していません。短期保険証については、滞納者と相談・訪問等を行い、慎重に対応しています。

## 2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

### 1、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体

がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

【回答】本村は、平成 28 年度から要支援者に対する介護予防訪問介護と介護予防通所介護は総合事業へ移行し、みなし指定事業所として利用継続ができるよう対応してきました。平成 29 年度（平成 30 年 3 月 31 日）をもって、みなし指定期間が終了し、現在は本村指定の指定介護予防事業所としてサービスの利用が継続できる体制になっています。なお、新規の要支援認定者や事業対象者に対しましてもサービスの利用が可能です。今後も必要に応じ本村指定事業所として追加し、サービス利用ができるようにしていきます。また、地域が直面している超高齢化社会に向け、地域が上手に乗り越えていくための地域包括ケアシステムを推進するため、社会福祉協議会との連携強化をすすめています。

## 2、地域支援事業・介護予防事業について

**(1) 第 7 期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。**

第 7 期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

【回答】第 7 期介護保険事業計画における地域支援事業の見込額は 3 年間とも 6,100 千円で、各事業の見込額は介護予防・日常生活支援総合事業費が 5,000 千円、包括的支援事業・任意事業費が 1,100 千円となっています。利用者数についても、横ばいを予想しています。

予算が予想を超える場合は、補正予算で対応することになるかと思います。

懸念される点は、認定に満たない軽度者を対象とした介護予防事業はほぼ定員に達しており、受け入れ人数に余裕がないことです。

住民への周知については、事業予定表を作成し、全戸配布しています。

**(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。**

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視されるところですが、地域支援事業・介護予防事業として A 類型・B 類型について、サービスの担い手をどの

ように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B類型実施にあたっての課題を教えてください。

【回答】介護予防事業は、主に介護保険サービスを利用していない方を対象に、直営で実施しています。A類型・B類型の実施はありません。サービスの担い手としては、介護予防や生活支援を目的としたボランティアを養成し、集会所での介護予防体操や見守りを兼ねた配食サービスを実施しています。B類型の実施にあたっては、住民への周知が不十分であること、小規模自治体のため担い手が限られていること、一軒一軒が離れている山間地域のためサービス提供時に担い手となる住民の負担が大きいことが課題と考えます。

### 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められています。当自治体では、認知症の方への支援にどのようなとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

【回答】本村は、比企地区（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町）と共同で、地域包括ケアシステムの構築における在宅医療・介護連携の協議を行っています。

認知症の方への支援については、認知症カフェの定期的な開催により相談・予防の機会を作り、認知症初期集中支援体制を構築するとともに認知症サポーターの養成等も引き続き実施してまいります。

定期巡回サービスについては、サービス提供事業者がなく未実施の状態が続いています。このサービスがあれば在宅生活を継続できる住民はいると思いますが、サービス提供事業所が現在もなく、今後についても不明です。

### 4. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算ではなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方で当市における実態を教えてください。

【回答】介護労働者の処遇改善については、現在建設中の特別養護老人ホームの平成 31 年 4 月開所に向けて事業所が介護職員の募集をしていますが、なかなか集まらない状況とのこと。独自の支援については現在ありませんが、今後検討してまいります。技能実習制度の活用については、介護職員がなかなか集まらない状況を鑑みると、致し方ないことと考えます。

**5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。**

**(1) 特別養護老人ホームを増設してください。**

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

【回答】廃校となった小学校跡地に特別養護老人ホームを誘致し現在建設中で、平成 31 年 4 月に開所予定になっています。

**(2) 特例入所については行政が責任を持って対応してください。**

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

【回答】要介護 2 以下で施設入所を希望する場合には、特例入所対象者に該当するかを確認し、入所希望施設と協議します。

**6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてください。**

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようしてください。

【回答】地域ケア会議の開催状況は、平成 27 年度 1 回、平成 28 年度 4 回、平成 29 年度 0 回、平成 30 年度 0 回となっています。職種構成は、保健医療関係者 1 名、民生委員 1 名、介護保険サービス事業所職員 1～3 名、高齢者関係機関職員 1 名、行政機関職員 7～9 名に、協議する内容及び会議の議題により構成員を換えていて、個別ケースの課題解決を支援するため必要に応じて随時開催しています。

**7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。**

平成 29 年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約 200 億円が平成 30 年度から開始されます。交付金約 200 億円の内都道府県に約 10 億円、市町村に約 190 億円が交付されると

ことになっています。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

【回答】村の評価指標の達成見込みについては具体的な数字は出ていませんが、国から示された指標に基づき実績の評価を進めていきます。交付金の使途については決められた範囲のなかで活用していきます。また、高齢者や家族への負担を強いることのないよう、ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応していきたいと考えています。

## 8、介護保険料を引き下げてください。

### (1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。

今年4月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっています。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されます。介護保険料の引下げを検討してください。

【回答】第6期の標準保険料標準月額6,977円に対し、第7期は準備基金を取り崩すことにより6,955円と若干(22円)引下げることが出来ました。しかし、県内では依然最高額となっており、更なる保険料額の引下げを検討する必要があると思っています。

### (2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。

①平成29年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。その基金や準備金を財源に保険料を引き下げて下さい。

平成30年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくら繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

【回答】平成29年度末介護給付費準備基金は17,123,326円で、第7期(平成30~32年度)で16,150,000円取り崩すことにより、保険料を若干引き下げることができました。平成30年度当初予算の介護給付費準備基金の繰入額は、科目設定の1,000円です。介護給付費の総額は、442,502千円となっています。

②第6期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりましたか。第7期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

【回答】第6期介護保険事業計画の給付総額については見込みを下回り、被保険者数については、やや上回りました。第7期介護保険事業計画の給付総額は年々増加していく見込みで、被保険者数の内、第1号被保険者数は増加する見込みですが、第2号被保険者数は減少する見込みで、全体では減少する見込みです。

### 9、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第7期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

【回答】低所得者に対して、介護サービス利用料の一部を村単独で助成し負担軽減を図っています。生活保護基準を目安とした減免基準はありません。

## 3. 障害者の人権とくらしを守る

### 1、障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。

(1) 障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

【回答】現在村には待機者はありません。村独自の基盤整備については財政上困難な状況ではありますが、村内での施設設置希望がありましたら可能な限り支援をしていきたいと考えております。

(2) 入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村（障害保健福祉圏域内）で入所できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください

【回答】現在、管内にグループホーム等の施設はありませんが、入所希望の方が近隣市町で入所できるように近隣自治体と連携して量の確保に努めていきたいと考えております。

入所支援施設及びグループホームで生活している人数につきましては、障害保健福祉圏域外の県内1名のみとなっております。

(3) 登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

【回答】本村は中山間地域で、小規模な集落が点在する状況のため、障害者のみならず、単身高齢者等も含め孤立化が問題となっています。自治会や民生委員活動等に支援を行い、地域の実態把握に努め、孤立化の予防を図っていきます。

## **2、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。**

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

【回答】近隣市町と調整して検討を行っていきます。

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への働きかけを強化してください。

【回答】現在、村では償還払いで実施しており、現物給付の導入については近隣市町の動向を把握し検討していきたいと考えております。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

【回答】対象者につきましては埼玉県の規定どおりとさせていただきます。また過去1年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数につきましては1名となっています。

## **3、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。**

身体（肢体・視覚・聴覚内部）障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

【回答】本村では現在、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関等の設置はありませんが、近隣市町の状況を踏まえ今後設置に向け検討していきます。

また、障害者差別解消法施行に伴い、本村でも障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び留意事項を策定し、窓口対応を行うとともに今後は障害者差別解消支援協議会の設置を検討していきます。

## **4、障害者生活サポート事業を拡充してください。**

(1) 利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】障害者生活サポート事業については導入済みです。東秩父村障害者生活サポート事業は本人負担額を1時間300円とし、埼玉県内でも低い額に設定し、利用者の負担軽減をはかっています。

(2) 事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるような負担の応能化を県へ働きかけてください。

【回答】県の補助額増額や応能負担については、近隣市町と調整しながら県に要望することを検討していきます。

#### **5、福祉タクシー制度などを拡充してください。**

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

【回答】現在村では福祉タクシー制度やガソリン券支給制度については、介助者付添も含め利用することができます。また所得制限、年齢制限も導入しておりません。県補助事業の復活につきましては、近隣市町と調整のうえ県に要望することを検討していきます。

### **4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について**

#### **【保育】**

#### **1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。**

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】現在村には公立の認可保育所が1箇所あり、利用定員60名のところ、39名の入所者数となっており、待機児童は発生していません。また認可外保育施設も管内にございません。以上のことから認可保育所への移行及び増設はできない状況です。

#### **2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

【回答】待機児童が発生していませんが、保育士の待遇改善のため、平成29年度から1名保育士を増員しました。また平成30年度から臨時職員の待遇改善のため、日給制から月給制の非常勤職員へ移行し賃金面での待遇改善を行い離職防止に努めています。

### 3、保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業を拡充して下さい。

【回答】本村の保育料については、階層により国基準額の50%から70%を村で補助し保護者（利用者負担額）の軽減を図っています。多子世帯の保育料軽減事業につきましても埼玉県多子世帯保育料軽減事業に該当する世帯の保育料について、村でも1/2を負担し保育料の無償化を行っています。今後は近隣町村の動向も確認しながら拡充について検討していきたいと考えております。

### 4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。

【回答】基本的に保育の実施責任は市区町村にあると思います。管内には公立の認可保育所が1箇所ありますが、待機児童も発生していませんのでこの施設を維持していくことで提供体制を確保し、保育の格差が生じないようにしていきます。

#### 【学童】

### 5、学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】村内には公設公営の学童クラブが1箇所あり、待機児童が発生したことはなく、平成30年4月現在定員40名のところ9名が入所しています。

### 6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約2割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

【回答】従来公設民営（父母会経営）であった学童クラブが入所児童の減少等により施設の管理や支援員の確保が困難となってきたため、平成30年度から公設公営に移行しました。支援員の処遇改善につきましても支援員を村の臨時職員として雇

用したことで賃金面も含め待遇改善を行いました。支援員の確保についても村が支援員の募集に直接関わることで安定した確保に努めます。

**7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。**

【回答】近隣市町と調整を図り国に要請することを検討していきます。

#### 【子ども医療費助成】

**8、子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】村では平成28年度から18歳年度末まで拡充し、今後も継続する予定です。県の助成については、近隣市町の状況を確認し国や県に要請を行うことを検討していきます。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

**1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。**

生活保護制度は憲法第25条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】埼玉県西部福祉事務所が作成した、保護のしおりを役場の窓口に置き、制度を周知しているとともに、生活困窮者が制度利用を躊躇することのないよう説明を行っていきます。

**2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。**

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】生活保護の申請があった場合は直ちに受理し、受理後調査を行い速やかに埼玉県西部福祉事務所に進達しています。

### **3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

【回答】埼玉県西部福祉事務所のケースワーカーを少なくとの厚生労働省が示す標準数まで増やすよう要望するとともに親切丁寧な説明をするようお願いしていきます。

### **4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。**

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

【回答】滞納整理等につきましては強制徴収ではなく、対象者の生活実態を考慮し収入や預金残高等をよく調査したうえで、ケースに応じ税の減免措置等適切に対処していきたいと考えています。

### **5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。**

(1) 行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

【回答】生活困窮者自立支援法が施行されてから毎年、役場内関連部署や実施機関を一同に会した調整会議を開催し、支援が必要な方が適切な支援を受けることができるよう、情報の連携を行っています。

(2) 地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

【回答】民生委員の活動を通じて生活困窮者の把握に努めるとともに、民生委員の活動に係る費用については、民生委員の実費負担が生じないよう、県補助金に上乗せして支給しています。

(3) 住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

**【回答】** 今後も各所属の連携を図るとともに、民生委員、自治会とも協力し生活困窮者の把握に努めます。

(4) 国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

**【回答】** 近隣市町の状況を把握し、国に要請していくことを検討していきます。

(5) 生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

**【回答】** 近隣市町の状況等を把握し、国に要望することを検討していきます。

以上